

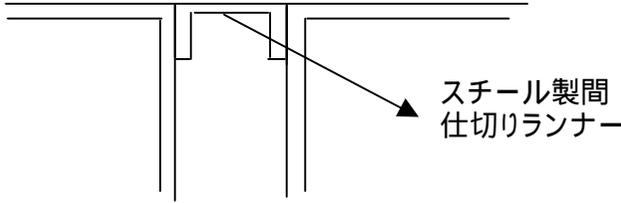
2006.01.23改訂 備考欄に「*1」を付けてある項目の記載内容を改訂しています。
 備考欄に「*2」を付けてある項目の「共通」を「工事」に改訂しています。
 2008.03.25改訂 備考欄に「*3」を付けてある項目を追加しています。
 2009.05.14改訂 備考欄に「*4」を付けてある項目を追加または改訂しています。

No	項目	ページ等	質問	回答	備考
1	運用方法	P48 「木住協会員以外の施工業者が建築する場合」当協会が認めたものの例に関して	この要件を満たせば認めていただけるのでしょうか。「確認申請上の工事施工者」が「木住協会員以外の施工業者」になる場合と考えると良いでしょうか。以下のように当社建売住宅の場合の契約は誰と誰がどのような契約を結べばよいのでしょうか。 建築主 = 当社 設計者 = 当社 木住協会員である建築士事務所 = 当社 工事監理者 = 当社 工事施工者 = 木住協会員以外 - 契約後、書類は提出する必要がありますか。	確認申請上の工事施工者または請負契約上の工事施工者が、会員以外の場合と考えられます。例示の場合、会員が設計事務所業であれば、工事施工者に対して工事監理を会員がやるということを確認して戴きます。運用体制の確認方法や種類の流れ等、個別に事務局にご相談下さい。 施工者が会員以外の場合の特例使用について、会員がいかに管理でき責任を取れるか等を打合せの上で、2006年1月現在、5会員に対して承認を出しています。	*1
2	運用方法	P29～46 特記仕様書	請負契約の契約図書にマニュアルのP29～46を添付すると説明があったが、P44～46のチェックリストも添付するのか。(その場合設計チェックはできる項目とそうでない項目があり、施工チェックにいたっては何もできないが?)	マニュアルのP29～46の内容の別刷りの特記仕様書を販売しています。「正」「副」のセットになっていますので、請負契約に添付して下さい(その時点では何もチェックされていなくても良い)。後日、施工者側にある「副」の特記仕様書からチェックシートを外して、チェックに使用し、最終実施管理者が確認して記名捺印して保管して下さい。	
3	運用方法		運用方法として、分譲建物物件について竣工後にお客様が決まる物件の A. 特記仕様書の利用方法について? B. 保険会社に対する証明及び確認について? 手続きの流れを教えてください。	特記仕様書を売買契約の一仕様書として添付して下さい。保険会社には特記仕様書の表紙(記入されているもの)のコピーで(必要があればその他のページも提示して)説明して下さい。但し、その建物が特記仕様書に基づき設計・施工されて、設計・施工のチェックリストを用いて監理されていることが前提です。	
4	運用方法	P59	確認申請に特記仕様書(正・副)の添付が必要ですか。	フラット35の場合のみコピーを添付してください。 一般物件の確認申請には特記仕様書の添付は義務付けられてはいません。	*4
5	運用方法	P57	特記仕様書の(正・副)はどのように使用しますか。	一般的に通し番号の同じものの正をお客様の契約書に、副を施工会社の契約書に添付します。お客様が保険契約時に特記仕様書を保険会社に提示し、火災保険の割引を受けることとなります。	*4
6	金物構法は		軸組の柱・梁仕口部分の接合においてクレテック金具などの接合金物を用いた場合であっても本仕様は有効でしょうか。	木造軸組工法であれば問題ありません。	

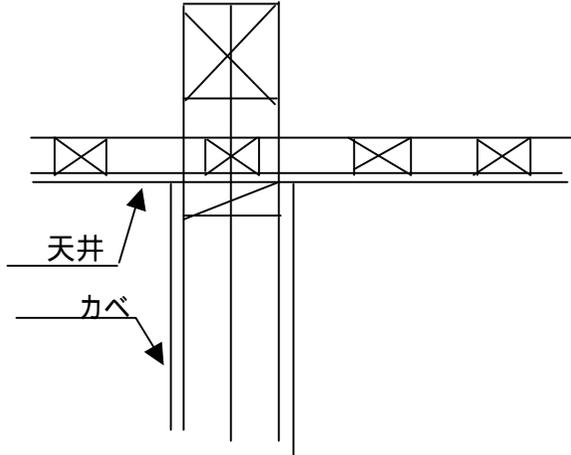
No	項目	ページ等	質問	回答	備考
7	公庫の追加承認		家全体のみか、部位単位でも受付けてくれるのか。	省令準耐火の新規申請は住宅金融公庫に。公庫は新規申請は家全体のみ受けるとのこと。この特記仕様(木住協仕様)の追加であれば、木住協での取りまとめを求められているので、事務局に(簡単ではありません)。	* 1
8	住宅金融公庫融資物件の手続きの流れ	P49 3.3.1,3.3.2 に関して	確認申請時に仕様書のコピーを添付とありますが、建売の場合、契約が締結されていません。原本を確認申請書添付とし、契約図書としないフローでよろしいですか。	建売でも購入者が火災保険を掛けようとした時に、特記仕様書が必要になります。売買契約の一仕様書として添付して下さい。一般物件では確認申請に特記仕様書を添付する必要はありません。公庫融資、フラット35の場合、設計審査時に特記仕様書を添付する必要があります。建売の場合は、契約の前に設計審査となりますので、特記仕様書の原本は、設計審査時に添付し、売買契約書にはその写しを添付することになります。	
9	仕様書	P8	テキストP8に記載の「本仕様書によらない事項については、住宅金融公庫監修の共通仕様書による」の「本仕様書によらない事項」とは、何が該当するのでしょうか。	特記仕様書は、各部位の被覆材やファイアーストップ等、ごく一部の仕様しか記載されていません。あくまで「特記」ですから、その他の部分は公庫の工事仕様書によって下さい。(公庫の工事仕様書は一部を除いて添削も可能です。)	* 2
10	仕様書		本仕様書に記載のない階段の規定が、公庫の工事仕様書に記載がありますが、公庫仕様書のような階段に関する措置が必要なののでしょうか。	省令準耐火としては階段に対しては何も規定がありません。公庫の一般規定を満足する必要はあります。ただし、添削可能な部分は添削しても構いません。	* 1 * 2
11	対応時期		契約に添付とあるが、着工後の対応でも可能か。	着工後であっても、特記仕様書の内容に沿った設計・施工が確実に出来ており、それが確認できればOK。特記仕様書を追加覚書等に添付して下さい。No.3を参照下さい。	

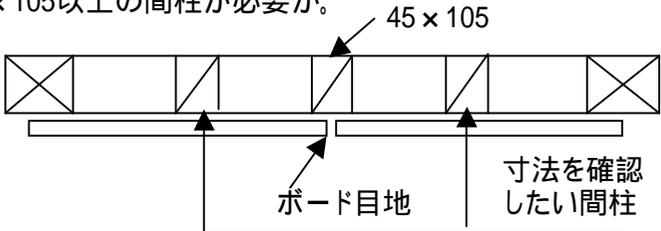
No	項目	ページ等	質問	回答	備考
12	外壁・軒裏等	P6 2.1.2	P6「2.1.2 外壁・軒裏等」に関して - 建築基準法上の防火設備を設ける必要はないのか。 Ex 軒裏、換気扇、24時間給気口部のFD等の開口部	P6の2.1.1の通り、本仕様書によらないものについては、公庫の工事仕様書による。(添削可能な部分は添削しても構いません。) 建築基準法令で延焼の恐れのある部分等の規定は満足させ、その他の外壁・軒裏部分も、省令準耐火構造では、この特記仕様の通りとする必要があります。以下を参照下さい。 省令 【省令準耐火】 地域によらず、外壁・軒裏は防火構造、開口部は規定なし。 建築基準法 【A建築基準法その他建築物(2階建、500㎡以下)】 1.準防火地域の延焼のおそれのある部分:外壁・軒裏は防火構造、開口部は防火設備。 2.法22条地域の延焼のおそれのある部分:外壁は準防火性能、軒裏・開口部は規定なし。 3.延焼ライン以外・防火地区指定なし:規定なし。 【B建築基準法準耐火建築物(3階建、1500㎡以下)イ準耐】 1.準防火地域の延焼ライン内:外壁・軒裏は準耐火構造、開口部は防火設備。 2.準防火地域の延焼ライン外:外壁・軒裏は準耐火構造、開口部は規定なし。 3.法22条、防火地区指定なし:規定なし。	* 2
13	外壁・軒裏等	P6 2.1.2	軒天換気口はFDが必要でしょうか。また有孔ボードでも可でしょうか。	同上	
14	開口部		地域指定により、開口部の仕様が変わります。省令準耐火の場合、指定地域外の仕様はどうなりますか。	省令準耐火では、開口部の規定はありません。建築基準法令の規定により決定して下さい。指定地域外では何でも良いことになります。No.10を参照下さい。	
15	組込み車庫		組込み車庫の壁と天井は。	原則として、組込み車庫に面する壁は外壁の外側、天井は軒裏として扱い、それぞれ防火構造等とする必要があります。ただし、入り口およびその他の開口部にシャッターや建具が設置されており、屋内とみなせる場合には、室内に面する壁および天井の仕様としても構いません。	* 1
16	階段下		石こうボードで、大壁仕上げにて区画していく中で階段下収納部分も天井、壁共石こうボードで仕上げるようになりますか。	壁の構造躯体を被覆する必要がある有りますので、階段下部分も同様です。問題のない壁を確保して、その中に階段を付けることとなります。避難路としての階段を確保する為にも、階段下天井も同様です。	
17	階段下		階段下の物入れの天井も屋根直下以外の天井部分の措置が必要でしょうか。	同上	

No	項目	ページ等	質問	回答	備考
18	階段		階段のささら桁の施工について、壁のせっこうボードをカットできますか。	壁は防火被覆が連続することが原則ですので、ささら桁はせっこうボードの上から取り付けることとなります。この場合通常のささら桁の取り付け方法では階段有効幅の確保ができないことがあります。その場合には、ささら桁を階段状にカットしたものを使用し、見切り材で壁際を塞ぐのも一法です。	* 4
19	飾り階段		オープン階段は使用可能ですか。	木住協の省令準耐火の特記仕様書には、階段の規定はありません。しかし、壁の防火被覆は連続することが原則となります。従って壁の防火被覆が切れない限り、どのようなストリップ階段を使用しても構いません。	* 4
20	小屋裏収納		小屋裏収納の下の天井の仕上げは強化石膏ボードでしょうか。	特記仕様書では、屋根直下の天井のみにせっこうボード12.5mmが選択できるようになっています。小屋裏収納の下は屋根直下とはいえません。従って12.5mmの強化せっこうボードまたは9.5mmのせっこうボード2枚張りになります。	* 4
21	小屋裏収納		小屋裏収納を施工する場合はどのように施工すればよろしいですか。	天井ふところ部の壁に当たる部分もせっこうボード12.5mmの施工が必要となります。要するに梯子を取り付ける際にせっこうボード12.5mmを挟み込んで施工してください。また、小屋裏の壁・天井も、せっこうボードで被覆する必要があります。小屋裏収納の床部分は一般床と同様に何も規定はありません。	* 4
22	ロフト		ロフトは可能でしょうか。	吹き抜けと同様の扱いになります。壁・天井まで、被覆が切れないように12.5mmのせっこうボードで被覆してください。梁などの構造体の表わしはできませんので、ご注意ください。ロフトの床部分は一般床と同様に何も規定はありません。	* 4
23	内壁下地		防火被覆材1枚張とする場合、直張り@150はできませんが、内部同縁の上に張る場合@150に出来ないのですが。	内部に胴縁を使うことは想定していません。小断面の木材は燃えてしまいます。	
24	ニッチ		間仕切り壁の内部空間を利用するニッチ等は。	ニッチの周辺が規定のせっこうボードで覆われ、その下地が105×45以上であればOKです。間柱を切るようなものは、要注意。(間仕切り壁の開口部・建具と同等の構造的対応が必要になります。)	
25	バスユニット		バスユニット壁部にも内壁の措置が必要でしょうか。	必要です。	

No	項目	ページ等	質問	回答	備考
26	外周壁の内側	P10 2.1.5.1	P10 2.1.5.1一戸建又は連続建の場合の2行目「2の項のハ」は7mm石こうB+8mmプラスター塗りを指しているようですが、外壁防火構造の場合間仕切り壁？がこの使用で可能である理由が解りません。	外壁が防火構造の時の外周壁の室内側の仕様です。公庫の規定(枠組壁工法省令準耐火)を引用しています。7mm以上のせっこうラスボード+8mm以上のプラスター塗りであれば総厚15mm以上となり、それなりの防耐火性能はあります。	
27	外周壁の内側	P12.13	外周壁の室内側を、外壁防火構造の内側の仕様として良いか。	大臣認定等の防火構造の屋外側の仕様を室内に使うことは構わないが、内側の仕様でOKとは限らない。室内側はマニュアルと同等以上の仕様にする必要がある。P13の解説を参照下さい。	
28	内壁側の防火構造	P12.13	ダイライトによる防火構造認定による施工は、防火構造の仕様にあてはまるのでしょうか。	当てはまります。外周壁の内側や間仕切り壁に、ダイライトを用いる防火構造認定の外壁側仕様も使えます。No.20も参照下さい。	
29	天井せっこうボード		各室区画に関して天井石こうボード勝ちで有れば1室として見なして良いと有ったが、鋼製のランナー等により天井石こうボードが切れる場合、区画が必要となるか。 	「天井石こうボードが切れる」ことは想定していません。必ず連続させる必要があります。部屋が分かれた場合は、間仕切り壁としての仕様と、上部のファイアーストップが必要です。スチール製間仕切りランナーは、この仕様のファイアーストップには当たりません。	
30	天井仕様		勾配天井はどうなるか。	その上に上階床がない場合は屋根直下の天井となります。但し室内に小屋梁等の小屋組み材が露出する場合は、規定通りの被覆が必要です。	
31	天井吊木	P14 2.1.6	天井下地が木製下地の場合、吊木は木製にしないと不可でしょうか。吊木のみ鋼製にしても可でしょうか。また樹脂製のものは不可でしょうか。	木製と鋼製の組合せ？ 性能的には可能かも知れないが、マニュアルの文章上は読めません。樹脂製のものは、この仕様には含まれないので不可です。	
32	天井吊木	P14 2.1.6	室内に面する天井の防火被覆材の下地は木製または鋼製とし、と有り木製下地の場合の吊り木も木製になっていますが、弊社は、別紙の通り、省令準耐火の枠組み壁工法において、樹脂製の防震吊木が使用できるように住宅金融公庫の承認をいただいていますので、今回の木住協の省令準耐火構造の仕様に弊社の樹脂製の防震吊木は使用できないのでしょうか。	樹脂製のものは、この仕様には含まれないので不可。また、他の省令準耐火の承認との併用は、P47の3.2.1の通り、「木造軸組工法」を前提のものに限る。	
33	天井野縁		@333ではなく、@455×@455の格子組ではだめか。	性能的にはOKかも知れないが、今回の仕様書には適さない。	

No	項目	ページ等	質問	回答	備考
34	天井野縁		野縁に直交にせっこうボードを張っていますが、外周部@150というのは、ボード1枚毎に対してですか、部屋の外周部ですか。野縁を@333で施工して当て木を入れてボード1枚毎の外周部@150という意味ですか。	ボード1枚毎の事です。ボードの目地部分には全て規定以上の野縁が当て木が必要です。	
35	野縁ピッチ	P14	P14 野縁間隔333mm以下を「標準」というのはたわみ基準があるからこのような野縁のたわみを計算する場合の設定荷重を教えてください。	この野縁ピッチは、火災時のせっこうボードの脱落を防ぐ為のものです。たわみ計算により要求されるものではありません。	
36	バスユニット		バスユニット上部にも天井の措置が必要でしょうか。	必要です。	
37	ダウンライト		天井のダウンライトは可能ですか。(1F,2F)	P18の図2.1.11の天井内ダクトと同様の仕様が必要です。	
38	天井内ダクト・換気扇	P18 図2.1.11	P18「図2.1.11」[天井内ダクト]に関して - 換気扇本体は準不燃以上にする必要はないのか。	P6の2.1.1の通り、本仕様書によらない(記載の無い)ものについては、公庫の共通仕様書によって下さい。	
39	界床以外の部分の天井	P14 2.1.6 2 Ⅱ	講演中に2枚貼りのみと伺ったような気がしたのですが、文章通りの解釈でよろしいですか。	文章通りで構いません。厚12.5mm以上の強化せっこうボード1枚張りの仕様も可能です。	
40	ファイアーストップ		せっこうボードの壁・天井の勝ち負けは。	不問です。連続していることが肝心です。	
41	ファイアーダンパー	P18	P18 天井内ダクトについて、ファイアーダンパーとはどのような物でしょうか。	ダクト内を閉じてしまう、火炎を遮るダンパーです。	
42	ファイアーストップ		ファイアーストップ木材の代わりに鋼材を用いても良いか。	この仕様にはありません。	
43	ファイアーストップ		外周壁の断熱材発泡系のものの場合、壁の室内側の空間上部と梁下から天井までに、グラスウールを挿入すれば良いか。	隙間無くグラスウールが充填されればOKです。発泡系断熱材を充填した仕様で外壁の防火構造の認定を取得していることが前提です。	
44	ファイアーストップ		間仕切壁のファイアーストップ仕様“せっこうボード張り上げ”と“木材FS2(梁側面打ち付け)”の場合にて、梁下端に羽子板ボルトなどが露出してもよろしいでしょうか。	補強金物の仕様は特に規定しません。火炎が抜ける空間がないようなストッパーが確保出来れば良い訳です。	

No	項目	ページ等	質問	回答	備考
45	ファイヤーストップ		<p>壁と天井の取り合い部で間仕切り壁の場合天井ボード勝ちで納めても良いのか。</p> 	構いません。	
46	ドラフトストップ	P19	ドラフトストップについて2階は必要ですか？	ドラフトストップは屋根直下の場合には必要ないと記載されています。ただし壁・天井のファイヤーストップは省略できません。また屋根直下以外は必ずドラフトストップが必要となります。	* 4
47	せっこうボードの勝負け	P17	壁のせっこうボードを野縁の下端で止められますか？	壁のせっこうボードが天井のせっこうボードに勝っていれば、野縁の下端で止めることは可能です。野縁がせっこうボードの継ぎ目の裏当て材となるからです。仮に天井のせっこうボードが勝った場合は、継ぎ目の裏当て材(105×45)を壁に入れる必要が出てきます。ご注意ください。	* 4
48	防火構造認定	P7 図2.1.1	P7図2.1.1の外壁の国土交通大臣認定仕様は、どのような認定ですか？30分防火？45分準耐火？	30分の防火構造の外壁側であれば、OKです。P7の解説を参照下さい。	
49	各室区画		面積制限はないのか。	1室であれば制限無し。小部屋は10㎡程度毎にまとめても良い。	
50	クローゼット・押入	P20	いままで外周部に面する部分にせっこうボードを張ってインシュレーションボードや桐を施工してきたのですが、収納空間の緩和の意味が、どうすればいいのかわからないので教えて下さい。押入内も仕様適合してくるのですか。	押入内も仕様通りにする必要があります。収納部屋を1室とせず、その属している部屋と一緒に1室としても良いということです。その場合、天井のボードは連続しており、間の垂壁等も開口部や建具と同様として、この仕様通りではなくても良くなります。ただし、その部分に構造的な柱等があれば規定通りの被覆が必要です。	

No	項目	ページ等	質問	回答	備考
51	木材の断面寸法		特記仕様書中当て木の断面寸法等の表記で、図と文章チェックシートで、表現が異なる部分があるが、(ex2.1.5.1の3の水で文章中では～を標準とする一方図中では～以上)どのように解釈すればよいのか。	柱が120角の場合もあるので、45×105を「標準」としている。図中の「以上」は、それであれば良いという意味と解釈下さい。講習会でも説明がありましたが、小断面の間柱は燃えてしまいます。45×105以上の断面が必要です。	
52	木材の断面寸法	P29～	特記仕様書中「標準とする」との表記があるが、どの程度まで許容できると考えたらよいか。	また許容される寸法バラツキは、乾燥収縮等による寸法減程度までと考えられる。	
53	当て木の断面寸法	P19 表2.1.1	壁と壁の取り合い部の小断面の当て木のような材の寸法はいくつか。	柱等の大断面で熱容量のあるものに添わされている場合は、30×40程度以上の断面で良い。周辺が空間で単独であるものは、45×105以上が必要です。	* 1
54	間柱の寸法について	P12図2.1.4,2.1.5	特記仕様書P12図2.1.4, 2.1.5のPB縦目地において間柱45×105以上の指示がありますが、PB目地部以外でも45×105以上の間柱が必要か。 	小断面の間柱は燃えてしまいます。45×105以上の断面が必要です。	
55	木材の断面寸法		上図においてPB下端のビス用下地の寸法は？	当て木と同じ考え方によります。No. 44を参照下さい。	* 1
56	強化せっこうボード		強化石こうボードと石こうボードとの違いを教えてください。	密度や性能が違います。単価も違います。製造メーカーや納材業者にご確認下さい。混同して用いると、所要の性能が確保されない場合も想定されます。間違いが想定される方は、同サイズ・同厚みのものは全て強化せっこうボードに統一するのの一法です。現場でのチェックも簡単になります。	
57	和室		真壁にしたいお客様はどうしたらよいのでしょうか。和室天井ですが、ボード張りにクロス・防火性能に対応するような材料を使用していかなければならないのですか？メーターモジュールに対応できるのも少なく、和室という味が消える気がしてなりません。	P6の通り、真壁和室は想定していません。出来ません。天井も規定以上のボードを張る必要があります。防耐火性能を選ぶか、和室の味を選ぶか二者択一と思われます。規定の仕様で大壁部屋を作り、その中に和室的造作をすることは構いません。	
58	床柱		床柱の施工はどのようにすれば良いのでしょうか？	木住協の省令準耐火の特記仕様書では、構造材は耐火被覆をすることが原則となっています。床柱を構造柱としない(荷重をかけない)こととし、天井の耐火被覆に欠損を生じないように、天井せっこうボードを挟んで野縁等に釘等で上から止め付けしてください。	* 4

No	項目	ページ等	質問	回答	備考
59	コストアップ		コストはどれくらいアップするのか。	比較する元の仕様による。せっこうボードや間柱・天井野縁、ファイアーストップ等のアップがあり、40坪の住宅で20万円程度との試算もある。	
60	断熱材比重と防火性能	P19 図2.1.12	P19図2.1.12 について、断熱材の比重と防火の性能の関係を教えてください。	グラスウール・ロックウールの場合、同じ繊維であれば密度が高いものほど断熱性能もあり、防火性能も高くなります。比重・厚み共に、規定以上のものを使う必要があります。	
61	チェックリスト		チェックリストの保管年数は。	特に規定していません。10年の瑕疵保証義務からして、その程度は必要かと思われます。	
62	チェックリスト		チェックする時期は。	内容が確認出来る時期であれば、特に拘りません。	
63	チェックリスト	P58	チェックリストの使用方法は。	特記仕様書に挟まれているチェックリストは、設計担当者並びに工事担当者がチェックをするためのものです。実施管理者(講習会受講修了者)は提出されたチェックリストを再チェックし記名・捺印のうえ、保管してください。担当者と実施管理者で2部使用してもか構いませんし、1部を使用しコピーしても構いません。もちろん、実施管理者が直接設計・施工のチェックをしても構いません。	* 4
64	地下室		地下室がある設計は。	RC造地下室との組合せ設計は可能です。	* 4
65	フラット35		フラット35の内容等そのものに関する質問。	住宅金融公庫にお問合せ下さい。 住宅性能表示制度を使っていると、設計・中間検査を省略し後付けでフラット35の適合証明書を取ることが出来る場合もあります。この場合、特記仕様書も後付け使用になります。	* 1
66	屋根	P7	「屋根は不燃材料で造り、又は葺く」とあるが、いわゆる「飛び火認定」を取得している材料で仕上げた屋根(陸屋根を含む)では、要件を満たさないか？ 例えば、飛び火認定を取得している防水床工法で仕上げたルーフバルコニーであっても、その上に不燃材料を施工しなければならぬか？	省令準耐火の屋根については、その根拠省令である、「独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成19年3月28日財務省・国土交通省令第1号)」第39条第3項2号において、「屋根が、建築基準法施行令第136条の2の2第1号及び第2号に掲げる技術的基準に適合するものであること。」と定められている。 よって、建築基準法施行令第136条の2の2第1号及び第2号の両号に合致した材料(平成12年建設省告示1365号に定める屋根の構造方法、または当該基準に適合するものとして国土交通大臣の認定を受けたもの)であれば屋根として使用可能である。従って、いわゆる飛び火認定材料(認定番号の先頭が「DR-」であるものに限られる)で仕上げた屋根(ルーフバルコニーを含む)については、必ずしもその上に不燃材料による仕上げを施さなくてよい。	* 3